

登録免許又は許可等を必要とする営業種目(参考)

参考資料		受付簿 提出書類 No13	技術者経歴書
		受付簿 提出書類 No14	営業上必要とする許可・認可・登録・資格等の写し
大分類		必要な許可、認可、登録等を証する書類	
必要な資格等			
50	建築物等清掃業務	建築物清掃業務、排水管等清掃業務	建築物清掃業登録 建築物環境衛生総合管理業登録 建築物排水管清掃業登録
60	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分	一般廃棄物収集運搬業許可 一般廃棄物処分業許可 産業廃棄物収集運搬業許可 産業廃棄物処分業許可 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 特別管理産業廃棄物処分業許可証
70	電気機器・設備・工作物保守点検業務	自家用電気工作物保守点検業務、受変電設備等保守点検業務、家電製品保守点検業務、業務用電気機器保守点検業務、産業用電気機器保守点検業務、照明設備保守点検業務、音響設備保守点検業務	建設業許可
80	消防・防災・救助設備機器等保守点検業務	消防設備保守点検業務、消防用品・消防機具保守点検業務、防災用品・防災用機具保守点検業務、救助用品・救助用機具保守点検業務	消防設備点検資格者免状 消防設備士免状
90	浄化槽保守点検・清掃業務	浄化槽保守点検業務(農集排含む)、浄化槽清掃業務	浄化槽保守点検業者登録 浄化槽清掃業許可 一般廃物処理業許可
100	配水施設保守・点検・清掃業務	配水池清掃業務	
110	建築物環境衛生管理業務	建築物環境衛生管理業務、空気環境測定業務、作業環境測定業務、ネズミ・昆虫等防除業務、飲料水水質検査業務、飲料水貯水槽清掃業務	建築物清掃業登録 建築物空気環境測定業登録 建築物環境衛生総合管理業登録 建築物ねずみ昆虫等防除業登録
120	管渠清掃・調査業務	TVカメラ調査業務、漏水調査業務、管渠調査・清掃業務	
130	運送・旅行業務	運送業務、旅行業務、美術品運搬業務	貨物自動車運送事業許可又は免許状 一般貸切旅客自動車運送事業の許可 一般乗合旅客自動車運送事業の許可
140	給食業務	給食業務(運搬含む)	食品営業許可
150	計量証明業務	熱量計量証明業務、濃度計量証明業務、特定濃度計量証明業務、音圧レベル計量証明業務、振動加速度レベル計量証明業務	計量証明事業登録
160	ソフトウェアシステム開発・保守管理業務	システム開発・運用業務、システム維持管理業務、データ入力・処理業務、ホームページ作製・管理業務、システム運用(技術)支援業務、その他のソフト開発業務、情報処理業務	
170	施設(設備)等管理業務	警備業務	機械警備業務開始届出書 警備業認定書

180	機械設備保守点検業務	プロパンガス用器具保守点検業務、ポンプ設備保守点検業務、給排水設備保守点検業務、冷暖房・空調機器保守点検業務、厨房機器保守点検業務、循環ろ過装置保守点検業務、ボイラー設備保守点検業務、昇降機保守点検業務、自動ドア設備保守点検業務		昇降機検査資格又は建築士(1級又は2級) 自動ドア施工技能士
190	通信設備・機器等保守点検業務	通信設備・機器保守点検業務、無線設備・機器保守点検業務、放送設備・機器保守点検業務		
200	精密機器等保守点検業務	コンピュータ及び関連用品保守点検業務、複写機及び関連用品保守点検業務、測量機器・機材及び関連用品保守点検業務、印刷機及び関連用品保守点検業務、戸籍関係機器及び関連用品保守点検業務、選挙関係機器及び関連用品保守点検業務		
210	緑地植栽保全管理業務	公園・緑地管理業務、除草業務、樹木剪定・伐採業務、冬囲い・害虫駆除(消毒含む)業務	建設業許可証明書(造園)	造園施工管理技士
220	人的作業業務	データ入力業務、軽作業業務、テープおこし業務、イベント企画・PR・設営・運営業務、情報処理業務		
230	調査関係業務	電波障害調査業務、各種計画調査・策定業務、文書・地図・図面・台帳作成及び補正業務、公会計(財務書類等)台帳作成業務、遊具点検調査業務		
240	文化財発掘・保護業務	文化財発掘・保護業務		
250	森林整備業務	造林業務、保育業務、間伐業務、主伐業務	福島県認定事業者認定書	
260	自動車修繕	自動車車検・点検・修理、自動車板金・塗装、除雪車車検・点検・修理、農耕車等点検・修理、船舶修繕	自動車分解整備事業認証書または指定書 特定自主検査業者登録証	
270	機器修繕	家電製品修繕、産業用電気機器修繕、無線機修繕、通信機器修繕、厨房機器修繕、コンピュータ及び関連用品修繕、複写機及び関連用品修繕、印刷機及び関連用品修繕、戸籍関係事務機器及び関連用品修繕、選挙用機器及び関連用品修繕、プロパンガス用器具修繕		
280	設備修繕	冷暖房・空調機設備修繕、機械設備等修繕、消防設備修繕、照明設備修繕、音響設備修繕		
290	その他の修繕	学校備品等		

※上記に記載のものは、あくまで参考です。内容によっては、許可等を必要としない場合もありますので、その際は許可書（写し）等の添付は必要ありません。また、記載以外の許可等について提出を求める場合があります。